

2026 年ひろしまラウンドテーブル 政策提言

核兵器の使用がもたらす人道的結末を経験した都市である広島から、ひろしまラウンドテーブルは、その経験を現在の核兵器の脅威に結び付けることを試みる。そうした脅威は、通常戦争、新興技術、説明責任ある統治の弱体化、そして被害を受けたコミュニティが負う人道的結末と、ますます複雑に絡み合っています。

本提言は、核兵器の使用の防止、ルールと規範の強化、エスカレーションおよび歯止めなき競争のリスク低減など、今すぐ行動可能な措置に焦点を充てています。核抑止や核兵器禁止条約（TPNW）自体をめぐっては、国家間に依然として見解の相違があるものの、同条約は核兵器の使用の人道的結末の影響を受けたコミュニティのニーズに対する国際的な関心を一層高めました。一方で、本ラウンドテーブルでは、そうした相違があっても行動を妨げる必要のない分野に焦点を充てます。

広島からのメッセージは、核兵器による惨禍を想起させるだけのものではありません。核兵器の使用につながり得るリスクに対し、政府と社会がどう対応するかを方向付けるものであるべきです。以下の提言は、そうしたリスクを低減し、核兵器のない世界に向けた強固な基盤を築くための実践的な措置を示すものです。

ひろしまラウンドテーブルの参加者は、こうしたリスクを軽減し、核兵器のない世界に向けた強固な基盤を築くための具体的な措置を盛り込んだ、以下の提言について議論しました。

基本原則 分野横断的な原則

基本原則 1 エスカレーションの管理に先立ち、武力紛争を防止する。 武力紛争の防止は、国家の中核的な責任です。

各国は紛争を平和的に解決し、軍事的事案を早期に封じ込めるとともに、エスカレーションが急速に核兵器の次元を帯びる可能性がある、通常戦力、サイバー、宇宙の各領域において自制すべきです。

基本原則 2 核兵器の不使用を基本原則として再確認する。 すべての国は、核戦争に勝者はなく、決して戦ってはなら

ないことを再確認すべきです。核保有国は、核兵器使用への障壁を強化し、事故、誤算および権限のない行動のリスクを低減するよう、ドクトリン、シグナリング、演習および手続きを整備すべきです。

基本原則 3 リスクと責任を可視化する。 核保有国は、国内法令に従い、核戦力の保有状況、ドクトリン及び宣言政策

に関する透明性を高め、核リスク低減の取組について、より体系的に報告すべきです。

基本原則 4 不拡散体制の柱を堅持する。 各国は、核兵器不拡散条約（NPT）上のコミットメントを履行し、包括的核

実験禁止条約（CTBT）の発効を追求し、国際原子力機関（IAEA）の保障措置を強化するとともに、NPT 運用検討プロセスの信頼性を回復すべきです。NPT と TPNW をめぐる双方のコミュニティは、共通の目標と相互補完性を有する分野について、実務的な対話を継続すべきです。

基本原則 5 より広範な連関を認識する。 ジャーナリスト、教育関係者、学生、研究者および市民社会は、核兵器と通

常戦争、人工知能、エネルギー、説明責任ある統治の弱体化、人権との関係を検討し、政府の政策において、これらの連関を明示的に考慮するよう求めるべきです。

分野 1 核兵器の使用とエスカレーションの防止

- 1.1 核兵器による威嚇と、限定的使用を含むあらゆる核兵器の使用の常態化を拒む。** 核保有国は、明示的な核兵器による威嚇、核兵器による威圧、ならびに核兵器の使用を限定的または管理可能なものとして描く言説を拒否すべきです。
- 1.2 とりわけ人工知能（AI）の利用が拡大する中、核兵器に関する意思決定に対する実効的な人間のコントロールを確保する。** 政策意思決定者は、熟考し、他者と協議するための時間が確保されるべきです。そのために、フェイルセーフ、監査可能性および冗長性を備えた手続きによって意思決定を支え、AI が果たす役割に明確な限界を設けるべきです。
- 1.3 核指揮統制および早期警戒への干渉を控える。** 核保有国は、核指揮・統制・通信（NC3）、早期警戒システム、及びこれらの機能に不可欠な関連するデュアルユース資産に対する、意図的なサイバーまたは対宇宙干渉について、相互に自制すべきです。非核目標への攻撃と NC3 への攻撃を区別することの難しさから生じるエスカレーションを防ぐため、核保有国は、核兵器と通常戦力の指揮統制（C2）／指揮統制・通信（C3）システムを物理面およびシステム設計面で分離することにコミットしなければなりません。
- 1.4 いかなる状況においても危機管理の連絡経路を維持する。** 深刻な対立や武力紛争の最中であっても、首脳、外交及び軍当局間の事案管理のための連絡経路を利用可能な状態に保ち、その機能を検証すべきです。
- 1.5 地域的なリスク低減措置を重視する。** 各国は、ホットライン、ミサイル発射の事前通報、軍事的な衝突回避、機微な地域周辺での運用上の自制など、実践的なリスク低減措置を確立すべきです。可能な場合には既存の取決めを基礎とすべきです。リスク低減は政治的和解を待つ必要はありません。

分野 2 ルール、規範及び体制の堅持

- 2.1 民生用原子力施設および関係要員への攻撃を禁ずる規範を強化する。** 各国は、武力紛争下における民生用原子力施設への物理的・非物理的攻撃を含め、同施設への攻撃を控えるべきです。また、不可欠な関連インフラと関係要員を保護し、信頼できる通信及び事案通報を確保すべきです。トラック 1.5 およびトラック 2 のプロセスを通じて、こうした取組が、より広範な国際規範をいかに強化できるかを検討すべきです。
- 2.2 国境を越える放射線緊急事態に備える。** 近隣国、事業者および国際機関は、緊急連絡体制、相互運用可能な監視・通報体制、並びに一般との情報伝達、防護措置及び越境対応のための調整された計画を維持すべきです。
- 2.3 核実験の再開を防ぐ。** 全ての核保有国は、核実験モラトリアムを宣言・再確認し、CTBT が体現する規範を堅持すると共に、包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）とその国際監視制度（IMS）を支持すべきです。
- 2.4 機能不全に陥った検証体制を立て直す。** 軍備管理条約の終了によって、アクセス、監視又は信頼できる基準データが失われた場合、信頼性のある条約上の検証を回復することを優先すべきです。検証可能な暫定的制限と相互措置は

リスクを抑制できます。既存の制度が機能しない場合、各国は信頼性のある多国間監視と透明性の高い報告を維持すべきです。

2.5 核関連供給および機微技術移転に関する責任ある基準を維持する。 全ての国は追加議定書を締結・適用し、IAEAによる実効的な監視と、機微な核燃料サイクル技術に対する適切な管理を強化すべきです。平和的な原子力協力は、不拡散体制への信頼を強化するものでなければなりません。

2.6 多国間の軍備管理・軍縮イニシアティブを支援する。 各国は、IAEA や CTBTO などの政府間機関による多国間の軍備管理・軍縮イニシアティブに加え、軍縮・不拡散教育を提供する非政府組織および教育機関に対し、政治的、財政的および技術的支援を提供すべきです。

分野 3 歯止めなき核競争の防止

3.1 核戦力のさらなる拡大を止める。 既存の合意を堅持することは必要ですが、それだけでは十分ではありません。各国は、NPT 上の核兵器国に該当しない核保有国も含め、核能力の量的・質的拡大を止めるための実践的措置を追求すべきです。

3.2 戦略的軍備管理に恒久的な空白が生じることを防ぐ。 米国とロシアは、相互的な暫定的自制措置を設け、可能な範囲で通報とデータ交換を維持又は再開し、検証可能な後継枠組みの構築に取り組むべきです。より広範な政治的対立によって、予見可能性を高める措置が妨げられるべきではありません。米国と中国は、ドクトリン、危機安定性、実践的な相互自制措置及びリスク低減について、持続的な対話を行うべきです。

3.3 N5 の戦略対話とリスク低減を強化する。 NPT 上の 5 核兵器国（N5）は、より広範な政治的相違があっても、相互尊重に基づく体系的な対話を継続すべきです。議題には、ドクトリン、戦力整備の動向、演習の透明性、ミサイル発射通報、核実験の自制、危機時の意思疎通、先行使用または警報即発射への誘因を低減する措置、並びに NC3 関連資産に対してサイバー攻撃を含む先行攻撃を行わないとの N5 の相互誓約を含めるべきです。その他の核保有国も同様のリスク低減措置に取り組むべきです。

3.4 軍縮をめぐる基本的合意を再構築する。 核兵器国は、核兵器の役割と重要性を低減し、自国の政策と戦力に関する予見可能性を高めることによって、リスク低減を、核軍縮を追求する NPT 第 6 条上の義務に結び付けるべきです。